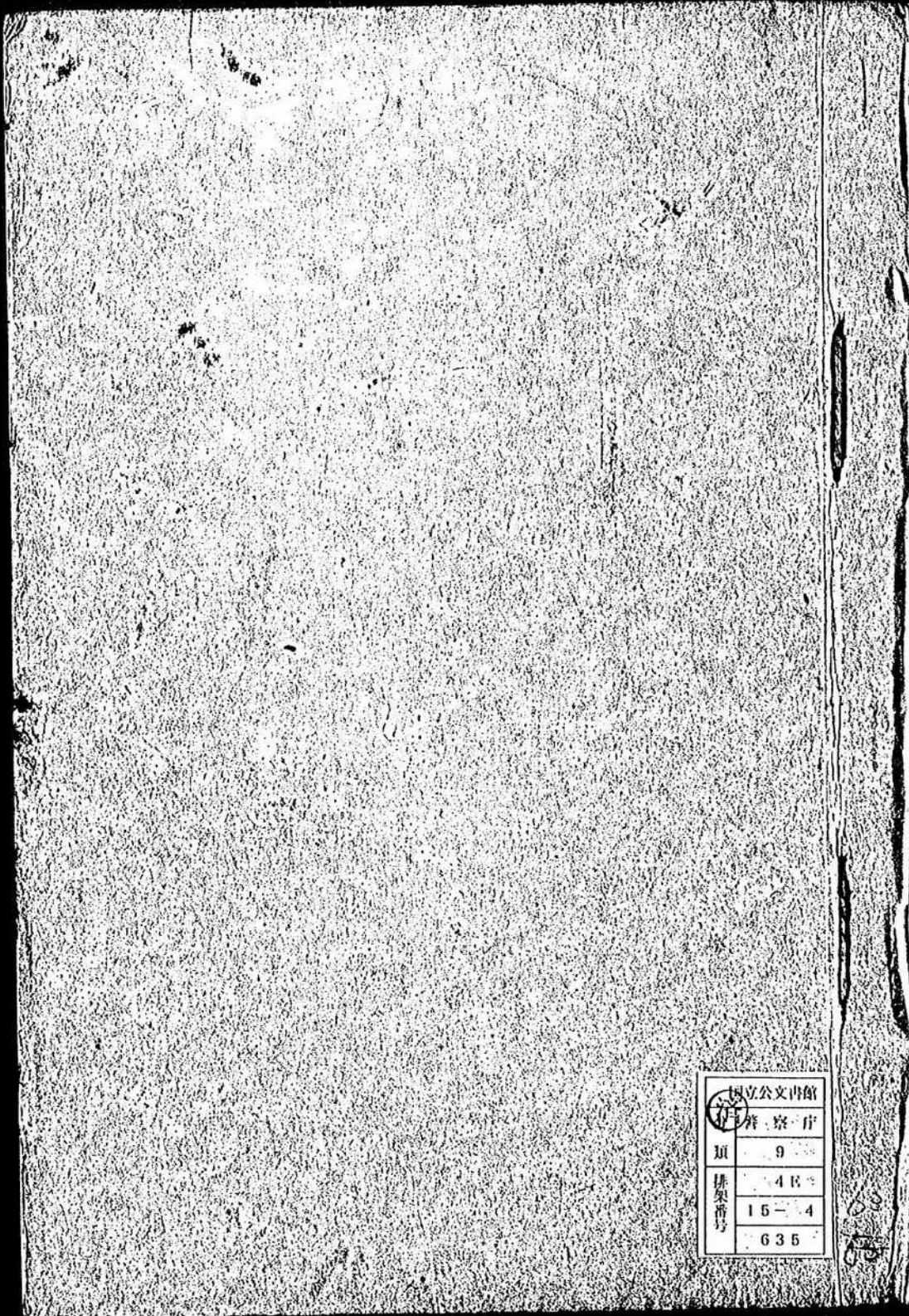




国立公文書館	
蔵書印	
項	9
排架番号	4E
	15-4
	635

極秘

著書より観たる

北一輝の思想

本輯は北一輝の「日本改造法案大綱」並に「國體論及
 純正社會主義」の二著より觀たる彼の思想殊に
 國體觀に付きて批判を加へたるものにして、未だ
 必しも充分なる檢討を終へたるものにあらずし、
 一應參考の爲之を配布す。
 尚本輯は發禁處分に附せられたる右の二著書中
 より引用せる言句斷からざるを以て、取扱上特
 に注意せられ度し。

目次

一、序論	一
(一) 著書	一
(二) 根本思想	一
二、國體觀	五
(一) 國體及び政体	五
(二) 國體觀	七
(三) 萬世一系	五
三、經濟觀	六
四、革命方法論	二〇

著書より觀たる北一輝の思想

一、序論

(一) 著書

北一輝の思想を知るべき著書に、『日本改造法案大綱』(大正八年刊)、『國体論及び純正社會主義』(昭治三十九年刊)、『支那革命外史』(大正十年刊)の三あり。

『日本改造法案大綱』(以下『改造法案』と略稱す)は、彼等一派の讃仰措かざる法典なるのみならず、私く流布せられて社會に對する浸透力最も大なるを以て、彼の思想を知るためには之が検討を中軸と

なすべきは言を俟たずと雖も、本書は寧ろ具體的改造方策を列記せるものにして彼の思想全般を知るに全からず、他の二著の検討亦閑却すべからざるなり。殊に「國体論及び純正社會主義」(以下「國体論」と略稱す)は一千頁に亘る彼二十三歳の著述にして、「改造法案」の序文に於て特に其の「國体の解説の部分だけの理解を願ひたい」と希望し、又「理論として二十三歳の青年の主張論辯したことゝ、實行者として隣國に多少の足跡を印したことゝ、而して此の改造法案に表はれたことゝ、二十年間嘗て大本根

柢の義に於て一點一畫の訂正なし」と述べ居る等の點より觀るも、両著は其の思想殊に國体觀に付ては全く同一のものなりと謂ふを得べし。

(二) 根本思想

(1) 進化論 「改造法案」に於て彼は「日本の國体は三段の進化をなせるを以て天皇の意義又三段の進化をなせり」(二四頁)と言へり。實に進化論こそは彼の思想の根柢に一貫して流るる理論にして、道德、政治、經濟其の他一切の社會事象の進化發展を主張するのみならず、國体の進化をも主張せ

るなり。

彼によれば「社會主義とは人類と言ふ一種属の生物社會の進化を理想として主義を樹つるものなり」(「國体論」二二三頁)となし、只今日の科學者の所謂生物進化論なるものは「生物進化の事實を個人主義の獨断的思想を以て解釈しつつあること、人類の生物界に於ける地位を獸類の種属中に包含しつつあること」の二點に於て重大なる誤謬あり(全二三四頁)と指摘し、特に社會の進化を強調する彼獨特の「進化論」を唱へ居れり。

其の所論の二三を掲ぐれば次の如し。曰く

「一個の生物は(人類に就きて云へば個人は)一個

体として生存競争の單位となり、一種属の生物

は(人類に就きて云へば社會は)亦一個体として

生存競争の單位となる。」(全一四一頁)

「(生物は)高等なるに従ひて愈し個体の階級を高

し、鳥類獸類の如き高等生物に至りては殆ど

全し人類社會に於て見ろが如き廣大強固なる社

會的結合に於て見出され、社會的結合の高き階

級の個体を單位として生存競争をなす。而して

此の高級階級の個体を單位としての生存競争は、
其の個体の利己心、即ち社會的利己心、更に言ひ
換ふれば分子間の相互扶助によりてのみ行はれ、
個体の最も大きく相互扶助の最も高き生物が最
も優勝者として生存競争界に残る。人類の如き
は其の優勝者中の最も著しき者の例なり。 (全
二四九頁)

〔人類は原始より〕道德的生物にして、將來に進化
し行くべき神と過去に進化し来れる獸類との中
間に位する經過的生物(類神人)なり。 (全二五二頁)

又曰く「社會と云ふ大なる個体の生物が其の生命
を維持せんが爲に經濟狀態の異なるに従ひて其
の組織と及び組織を繋ぐ道德とを其の目的に従
ひて其れ其れ變化せしむるは當然のことなり」

(全七〇一頁)

〔凡ての道德は社會の生存進化の爲めなり。道德
的判断は社會の生存進化の目的に應じて作らる。
而して社會の形態は經濟關係の其れ々々異なる
に従ひて組織を異にす。故に道德の内容も社會
組織の異なるに従ひて異なる〕 (全七〇〇頁)

「凡ての善悪は進化的善悪なり。社會の進化は階級闘争をなして漸次に上層に進む。故に凡ての善悪の決定は社會的勢力なり」(全八一九頁)
と。依て唯物主義的偏向あることをも窺知し得べし。

(2) 社會(民主)主義 彼は「真理は社會主義に在り」(「國体論」五五頁) 社會主義は單に經濟學倫理學社會學歴史學哲學の上に真理なるのみならず法律の上に於ても亦真理なり」(全四八五頁)となし、曰く「社會民主主義とは社會の利益を終局目的と

すると共に個人の權威を強烈に主張す。個人と言ふは社會の一分子にして社會とは其の分子其のことなるを以て個人即ち社會なり」(全二七七頁) 國家を防護する國民の義務は國政を共治する國民の權利と一個不可分の者なり」(「改造法案」二六頁)等と。

彼は社會主義を國家觀に於て説明して曰く「社會主義——法理的に言へば國家主義は國家が目的にして利益の歸属する權利の主体たりと言ふ思想にして主權は國家に在りと論ずる者なり」

「國體論」四八六頁と。

二、國體觀

(一) 國體及び政体

彼は國體と政体との區別を認め、主權の所在によりて國體を分ち、統治權發動の形式によりて政体を分つ点に於て一般學者と異なることなされ、國體及び政体を分類するに當り、統治者の数による如き「形式的」「靜學的」分類に反對し、「進化的過程」のものとして「動學的」に研究すべし（「國體論」四九三頁）

となして、左の如く之を分類す。

即ち、國體につきましては、「國體とは國家の本体と言ふことにして、統治權の主体たるか若しくは主權に統治さるる客體たるかの國家本質の決定なり」

（全五四三頁）とし、之を分類するに、「國家が人格なるか物格なるか」（全四九三頁）を基準となして、前者を

民主國體（公民國家）、後者を家長國體（家長國家）と稱す。

曰く「家長國時代の國體に於ては國家の所有者に主權ありて國家は實在の人格たりと雖も法律上は物格なりき。公民國家の國體に於ては國家が主權の

本件として實在の人格たると共に亦法律上の人格なり」(全五五四頁)と。

次に彼は公民國家の政体を分ちて君主政体、立憲君主政体、共和政体の三に分類す。君主政体とは「最高機關を特権ある國家の一員にて組織する政体(衆奴解放以後の露西亞及び維新以後二十三年までの日本の政体の如し)」と云ひ、立憲君主政体とは「最高機關を平等の多数と特権ある國家の一員にて組織する政体(英吉利獨逸及び二十三年以後の日本の如し)」と云ひ、共和政体とは「最高機關

平等の多数にて組織する政体(佛蘭西米合衆國の政体の如し)」と云ふ(「國体論」五四二頁)。

斯くて彼は我が日本の國体及び政体に就き次の如く断言す。

即ち、先づ明治維新以前の我が國体を以て家長國体となし、維新後の國体を以て民主國体なりとなす。「改造法案」に曰く「維新革命以来の日本は天皇を政治的中心としたる近代的民主國なり」(一四頁)と。従て彼は「天皇主權説を斥けて國家主權説と採り、天皇は國家の機關なりと明言し、天皇及び國

民の權利義務は各自直接に對立するものに非ずし
て夫々大日本帝國に對する權利義務なりとす。

次に彼は現時の我が政体を立憲君主政体となし、
即ち最高機關は「君主と議會の一團」(「國體論」五三頁)
なりと云ふ。曰く「憲法改正の發案權を有する 天皇
と三分の二の出席議員と三分の二の多數とを以て
協賛する議會とありて始めて最高の立法を爲し得
らるる 即ち憲法を改正し得る最高機關たるなり」。
(全五三頁) と。

(二) 國體觀

「改造法案」中の「天皇の原義」に曰へる「日本國體の
進化従つて天皇の意義の進化」なる主張は彼の國體
觀の樞軸にして吾人の最も注目すべき點なり。即
ち

曰く「日本の國體は三段の進化をなせるを以て天
皇の意義又三段の進化をなせり。第一期は藤原氏
より平氏の過渡期に至る專制君主國時代なり。此
間理論上天皇は凡そ土地と人民とを私有財産と
して所有し生殺與奪の權を有したり。第二期は源
氏より徳川氏に至るまでの貴族國時代なり。此間

は各地の群雄又は諸侯が各其の範圍に於て土地と
人民とを私有し其の上に君臨したる幾多の小國家
小君主として交戦し聯盟したるものなり。従て天
皇は第一期の意義に代わるに、此等小君主の盟主
たる幕府に光榮を加冠する羅馬法王として、國民
信仰の傳統的中心としての意義を以てしたり。此
進化は歐洲中世史の諸侯國神聖皇帝羅馬法王と符
節を合する如し。第三期は武士と人民との人格的
覺醒によりて各その君主たる將軍又は諸侯の私有
より解放されんとしたる維新革命に始まれり民主

國時代なり。此時よりの天皇は純然たる政治的中
心の意義を有し、此の國民運動の指揮者たりし以
て現代民主國の總代表として國家を代表する者な
り。即ち維新革命以來の日本は天皇を政治的中心と
したる近代的民主國なり」(四頁)と。(註一)
即ち彼に依れば、第一期第二期は所謂家長國體
にして第三期は民主國體なり。(註二) 第一期に於
ては天皇のみが君主にして我が國の主權天皇に在
りき。第二期に於ては我が國の主權天皇に在せしむ

「天皇及び他の群雄諸侯等が其れ々々の土地人民の
上に家長君主として其れ々々統治者たり」(「國体論」
七四頁) 「多くの統治者が其の所有内の國土及び人
民を自己の利益と目的との爲に私有財産として處
分しつつありしものにして必ずしも一國一主權に
あらず」 数多の主權并立せるが如き状態なりしな
り。而して維新革命後第三期に入りて國家は始め
て主權の主体たり、天皇を政治的中心とする君主
國体を出現せるものと云ふなり。

註一、建國より藤原氏時代に至る期間についての論
述なきは、彼が「紀元後所謂一千年間と稱せら
るる原始的生活時代は文學を以て記述すべき
ほどに歴史的自覺なりし」(「國体論」六二九頁)
となし、かかる「傳説的年代は當然に政治史よ
り削除すべきことを主張」(全六三〇頁)せる結果
なり。

註二、國家は始めより社會的團結に於て存在し
、其の國体負は原始的無意識に於て國家の下に
眠りしと雖も、其の社會的團結は進化の過程

に於て中世に至るまで土地と共に君主の所有物となりて茲に國家は法律上の物格となるに至れり。即ち國家は國家自身の目的と利益との為にする主權体とならずして君主の利益と目的との為に結婚相續讓與の如き所有物としてこの處分に服従したる物格なりき。即ち此の時代に於ては君主が自己の目的と利益との為めに國家を統治せしを以て目的の存する所利益の歸属する所が權利の主体として君主は主權の本体たり、而して國家は統治の客體たり

しなり。此の國家の物格なりし時代を「家長國」と云ふ名を以て中世までの國體とすべし。今日ハ民主國と云ひ君主國と云ひ決して中世の如く君主の所有物として國土及び國民を相續贈與し若しくは恣に殺傷し得べきに非らず、君主も國家の一員として包含せざるを以て法律上の人格なることは論なく、従つて君主は中世の如く國家の外に立ちて國家を所有する家長にあらず國家の一員として機關たることは明かなり。即ち原始的無意識の如しならず、

國家が明確なる意識に於て國家自身の目的と利益との爲めに統治するに至りし者にして目的の存する所利益の歸属する所として國家が主權の本体となりしなり。此れを「公民國家」と名づけ現今の國体とすべし」(「國体論」四九二頁)

「日本國も亦等しく國家にして古代より歴史の潮流に従ひて進化し來りたる國家なるが故に、如何に他の國家と隔離せられたることに由りて進化の程度に多少の遲速ありしとするも獨り全く國家學の原理と離るる者に非らず」。(全五六頁)

更に彼は天皇の意義の進化に付きて次の如く詳細なる説明をなせり。

先づ建國より藤原氏時代に至る期間の天皇は祖先敎の祭主に止まるものとす。曰く「歴史的な生活に入らざる原始的生活時代は、日本國土の上に無數の家族團體が散在し皇室はその近畿地方に於ける家長團體の家長として神道の信仰によりて立ちた

りき。……雄健なる皇室祖先の一家が純潔なる血液によりて祖先敎の下に結合し以て近畿地方と被征服者の上に権力者として立つる者なりき。……」

、當時の「天皇」の意義は一族宗家の家長として
祖先を祀るとき祭主との意義なりし（「國体論」
七二九頁）と。

其の後の第一期は藤原氏以後即ち大化の改新以
後にして、天皇が主権を有したる時代と云ふ、曰く
「三韓文明の継承以後の天皇は凡ての権力が強力に
よりて決定せられし古代として最上の強者として
の命令者と云ふ意義に進めり。吾人はこれ以後の
古代中世を通じて「家長國体」となし、藤原氏滅びて
ひに至る間の君主國時代を法規上「天皇」が日本全土

全人民の所有者としての最上の強者と云ふ意義に
進化したる者となす」（七三三頁）と。

第二期は源氏の初めより明治維新以前の期間に
して、此間の天皇は日本全國に主権を有せず、小
範圍の領地の君主たると今時に神道の羅馬法王た
りしなりとす。曰く、「中世史の天皇は其の所有する
土地と人民との上に家長君主たりしと共に全國の
家長君主の上に「神道の羅馬法王」として立ちたる者
なり、……當時の征夷大將軍とは其の所有する土
地人民の上に全部の統治権を有すること恰も天皇
三

及他の群雄諸侯等が夫れ夫れの土地人民の上に
家長君主として其れ其れの統治者たりしか如く、
只異なる所は神道の羅馬法王としての天皇により
て冠を加へらるる「鎌倉の神聖皇帝」なりしなりし（全
七四〇頁）と。

第三期は明治維新以後なり。彼は明治維新を以
て社會民主主義革命なりとし、茲に日本國家は家
長國家より公民國家へと進化し、法理上國家は主
權の本体にして天皇は其の特權ある一分子に過ぎ
ずとなし、明治二十三年（憲法發布）までは天皇は
一人にて國家の最高機關を組織したるが、二十三年

以後は帝國議會と共に之を組織するに至れるもの
なりと言へり。實に彼は天皇を國家の一機關なり
と明言す。曰く「今日の天皇は國家の特權ある一分
子として國家の目的と利益との下に活動する國家
機關の一なり」（「國體論」五〇一頁）と。又曰く「天皇は國
家の利益の爲めに國家の維持する制度たるが故に
天皇なり」（全八三九頁）「天皇は國家の主權によりて
是認められ、之を否認するは國家の主權に對す
る背反なり」（全八四二頁）と。國民が本隊にして天皇
が號令者「國政を共治する國民の權利」等とは蓋し

同一思想なるべし。

而して假は主權の國家に存することを強調する
の結果として、「忠君」を以て既に家長國家時代の遺
物なりとなし現今の公法國家に於ては「愛國」のみか
道徳法律なり（「國體論」七五頁）と稱し、（「教育勅語」に）
「爾臣民克く忠に」とある忠の文字の内容は上古及び
中世の其れの内容と全く異りて國家の利益のため
に天皇の政治的特權を尊敬せよと言ふこととなりし
（全八四八頁）と説明す。

以上の如く、彼は日本の國體從て天皇の意義を

敎段の進化を經過し來れるものなりとなし、「日本
の國體は數千年間同一に非ず。日本の天皇は古今
不變の者にあらざるなり」（「國體論」五〇三頁）と断せ
り。

斯くの如きは實に萬古不易なる我が國體と絶対
に相容れざる思想にして神聖なる天皇の尊嚴を冒
瀆すること寔に甚だしきものなりと謂ふべし。

（三） 萬世一系

彼は皇室に對して經濟的從屬關係を有せる少数

の「御」を除くの外日本民族は其の歴史の殆ど凡て
を擧げて皇室の乱臣賊士たりしと断じ、然らば如
何にして皇室は萬世一系たり得たりしやと問ひ自
ら答へて次の如く之を説明せり。

「古代に於て天皇は強力に伴ひ絶対無限権を有し
たるが、中世に於ては天皇は單に神道の羅馬法王
としての地位に任りき。天皇は常に深厚に徳を樹
てて全人民全國土の上に統治者たらんとし、要求も
有したるも、國民の凡ては悉く強力な亂臣賊士
に加擔して其の要求の實現を全く絶望ならしめ、

皇室は優溫閑雅なる詩人として政權爭奪の外に傍
觀者たるの外なかりしなり。」若しチャールス王の

如く政權に対する慾望を以て義時に対抗せしと假
定せよ。何人か義時のクロムウエルたかりしを保
すべきぞ。實に萬世一系は乱臣賊士の紀念なりし

（「國体論」セニの頁以下要旨）と。

素より斯くの如きは肇國三千年以來炳々として
昭に牢乎として動かざる君臣の本義に悖り盡忠至
誠なる國民の信念に反する妄説にして、之畢竟する
に彼の胸底に嚴乎たる大義名分の信念存せざるに

由來するものと謂ふべし。

三、經濟觀

彼は現時の經濟狀勢を批判して曰く、「法理上の國家は明治維新に依りて公民國家となり茲に於ては社會主義の實現を見たるも經濟的方面より見るときは現時の國家は經濟的君主黃金貴族の支配する經濟的封建國家階級國家に外ならず、而して凡ての政治的勢力は經濟的勢力に在ると以て其の經濟的階級國家が政治の上にも階級國家の實を表はし

つつあるものなり。國家は今や經濟的統一を斷行し經濟的に公民國家を完成せねばならず。社會主義の革命主義と名乗る所以茲に在りと。

次に彼は私有財産制度に関して曰く、「現時の社會を組織するは私有財産の確立せる近代革命を経たる民主的個人にして、其の人格的基礎は即ち其の私有財産なり。個人の自由なる活動又は享樂は之を私有財産に求めざるべからず、私有財産を尊重せざる社會主義は要するに原始的共產主義の回顧に過ぎず、又貧富を無視したる劃一的平等を考

ふることは社會萬能説に出づるものにして、人は物質的享樂又は活動其の者に就きて劃一的なる能はずしと。

斯くて彼は日本國民一家につき壹百萬圓を限度として私有財産と認め、現存の超過額は凡て無償を以て國家に納付せしめ、國家改造後の超過額は其の功勞を表彰して同じく之を國家に納付せしむることと主張す。彼は之を以て私人の最高限度の活動權域と規定したるものとし、私人壹百萬圓と有せば物質的享樂及び活動に於て至らざる所な

きと同時に數百數千數億萬の富に何等の立法的制限なきは國家を經濟的無政府狀態に放任するものにして、現時の大資本家大地主等の富は其の實社會の共同の進歩と生産によるものなるが故に其の限度超過額は無償を以て國家に納付せしむべきものなりとす。但し、限度以下の私有財産は國家又は他の國民の犯すべからざる國民の權利にして、其の消費が道德的なる酒色遊蕩なるを問ふの要なく、國家は唯將來益々國民の大多數をして數十萬數萬の私有財産を有せしむることを國策の基本と

するものとす。〔改造法案〕一八、二九、四二頁

更に彼は、土地に関して、私有地の限度を時價十萬圓とし都市の土地は凡て之を市有に移し、大森林又は大資本を要すべき未開墾地又は大農法と利とする土地は之を國有として國家自ら其の經營に當るべしと主張し、尙大資本の國家的統一を唱へ私人生産業の限度を資本壹千萬圓とし、之を超過する生産業は之を國家經營とらし之に達せざるものと雖も性質上大資本を利とし又國家經營を合理な

りと認むるときは國家と協議の上國家の經營に移し得べきものと主張す。(二四頁以下)

彼は曰く「此の日本改造法案を一貫する原理は、國民の財産権を否定する者に非ずして、全國民に其の所有権を保障し享樂せしめんとするにあり。熱心なる音樂家が借用の樂器にて満足せざる如く、勤勉なる農夫は借用地を耕して其の勤勉を持續し得る者に非ず、人類を公共的動物とのみ考ふる革命論の偏倚せることは、私利的慾望を經濟生活の動機なりと立論する舊派經濟學と同じ。共に西極

の誤謬なり。人類は公共的と私利的との慾望を併
有す。従つて改造さるべき社會組織亦人性を無視
したる此等兩極の學究的臆説に誘導さるること能
はず。(二三頁)と。

彼の經濟觀は現時の經濟情勢を經濟的封建狀態
なりとして其の資本主義的弊害を批判せる點に於
て肯綮に價するものあり。私有財産制度を認め
ざる共產主義に反對すとなして私有財産、私有土地、
私有企業に一定の限度を設けんとする其の改造案
を見るに、内容頗る幼稚且幻想的なるのみならず、

其の根據薄弱にして、實現性に乏しきものと謂ふべ
し。

四、革命方法論

「改造法安ホ」の巻頭に曰く「憲法停止、天皇は全日
本國民と共に國家改造の根基を定めんが爲めに天
皇大權の發動によりて三年間憲法を停止し兩院を
解散し全國に戒嚴令を布く」と。語を次ぎ之を説
明して曰く、「茲、權力が非常の場合有害なる言論
又は投票を無視し得るは論なし。(後略)註ニ、「クーデ

ター」を保守專制の爲めの權力濫用と速断する者は
歴史を無視する者なり。(後畧) 註三、「クーデター」は
國家權力則ち社會意志の直接的發動と見るべし。
(中畧) 日本の改造に於ては必ず國民の團集と元首
との合体による權力の發動たらざるべからず。
註四、西院を解散するの必要は其れに據る貴族と
富豪階級が此の改造決行に於て 天皇及國民と面立
せざるを以てなり。憲法を停止するの必要は彼等
が其の保護を將に一掃せんとする 現行法律に求む
るを以てなり。戒嚴令を布く必要は彼等の反抗的

行動を彈壓するに最も拘束せられざる 國家の自由
を要するを以てなり。而して無智半解の革命論を
直訳して此の改造を妨ぐる 言動をなすものの彈壓
を以含む」と。

右によれば彼は戒嚴令下に國家の改造を断行せ
んとし、クーデターに依りてかかる 狀勢を誘致せん
とす。同じく「改造法案」の「序文」並に「緒言」に「君及
か君等の劔頭鏖尖を以てのみ」と云ひ「劔の福音」と
云へるも直接行動の意圖を示せるものと云ふべし。

彼はフリーデターを以て「國家權力則ち社會意志の直接的發動と見るべし」となし、其の發動は國民の團集其の者又は茶翁、レニンの如き政權者に現はるることあれども、「日本の改造に於ては必ず國民の團集と元首との合体による權力の發動たらざるべからず」とす。

而して又彼によれば、全日本國民は「如何に大日本帝國を改造すべきかの大本を確立し、舉國一人の非議なき國論を定め全日本國民の大同團結を以て終に天皇大権の發動を奏請し、天皇を奉じて速

かに國家改造の根基を完う」(「緒言」)すべく、天皇は「憲法を停止し西院を解散し全國に戒嚴令を布し、あらゆるものとす。

彼は革命は「天皇を奉じて」行はうと言ひ、又「斯かる神格者を天皇としたることのみに依りて維新革命は佛國革命よりも悲惨と動乱なくして而も徹底的に成就したり。再ハ斯かる神格的天皇に依りて日本の國家改造は露西亞革命の虐殺兵亂なく獨乙革命の痴鈍なる徐行を經過せずして整然たる秩序の下に貫徹すべし」(「改造法案」一八頁)と云ふ。

然し乍ら、たとへ斯くの如く表面上 皇室を仰
ぎ奉るが如き言辭を用ゐと雖も、彼の思想の底流
に於ては之と相容れざるものありて、即ち彼によ
れば、曩に述べたるが如く、主權は 天皇に在ら
ずして國家に在り、天皇は「國民の天皇」にして國
家の特權ある一分子として國民の團集と共に其の
最高機關の一たるのみ、而も國體從て 天皇の意
義は過去に於て進化し來り將來に亦進化し行くも
のなりと。斯かる國體觀に基き、「日本の改造に於
ては必ず國民の團集と元首との合体による權力の

發動たらかるべからず」となせる點等より觀ると
き、「天皇大權の發動を奏請し」と言ふも實は恐多
くも之を強要し奉るに至ることなきやの危険性な
き能はざるべし。

秘

北 輝次郎 著
『國體論及び純正社會主義』 拔萃

序

一 「国体論及び純正社会主義」ハ北一輝、二十三年歲當時ノ著述ニシテ、明治三十九年五月ノ発行ニ係リ、同月直ニテ、禁書禁止処分ニ附セラレタルモノナリ。

二 本書ハ堂々一ヶ頁ニ亘ル大論文ナルガ、其ノ内容ハ彼ノ言ニ依レバ

「第一編『社会主義の経済的正義』に於テ社会主義の物質的幸福を説キ、

第二編『社会主義の倫理的理想』に於テ社会主義の精神的満足を論ト、

第三編『生物進化論と社会哲学』としテ社会進化の理想と理想とを論ト、社会主義の哲学を説キ、社会的諸科

學の根本思想なる者を述べ、以て

第四編『所謂國體論の復古的革命主義』に入りて、
妄想を排して國家の本質及び憲法の法理と、史哲學の
日本史を論じ、

第五編『社會主義の啓蒙運動』に及び實現の手段を論ぜ
んとし、（本文三頁）
シタルモノナリ、

三
就中第四編『所謂國體論の復古的革命主義』ハ、彼自
「最も心血を傾注したる所（緒言六頁）ナリトシ、別ノ
著作タル『日本改造法案大綱』（大正八年初版刊行）ノ
序文ニ於テモ特ニ其ノ「國體の解説の部分だけの理解を
願ひ度い」ト希望セルモノニシテ、最も検討ヲ要スル論

述ナリ、而シテ其ノ内容ハ前述ノ如キモノナルガ、更ニ
彼ノ言ヲ引用スレバ、
「今ノ凡ソノ君主権論者ト國
家主權論者ト法理學を悉く斥け、現今の國體と政體と
を國家學及び憲法の解説によりて明うかにし、更に丁史
學の上より進化的に説明を與へ、日本ノ國家其者の
科學的研究トナリトス、

四
本輯ハ第四編ノ主ナル論旨ヲ拔萃シタルモノナリ。但シ
具體的例証トシテ掲ゲラレタル史實ニ對スル彼一流ノ深
刻ナル解説ニ付キテハ、紙數ノ關係上一切又ラ省略セリ。
又文中誤字數カザルモ特ニ原文ノ儘又ラ収メタリ。
原書ハ禁賣禁止処分ニ附サレタルモノナルヲ以テ、本輯
ノ取扱ニ付テ注意セラレタリ、

第四編 所謂國体論の復古的革命主義 校粹

〇四八四頁

吾人は始めに本編の断案として世の所謂『國体論』とは決して今日の國体に非らず、又過去の日本民族の歴史にても非らず、明かに今日の國体を破壊する『復古的革命主義』なりと命名し置く。吾人は古来の定論たる斯る輿論の前に逆行して立つも危険なりと信ずるが故に迫害を避けんが爲の方便として恣なる作造を爲すに非らず。日本民族の歴史と現今の國体とは實に一步も『國体論』の存在を許容せざればなり。

〇四八五頁

先づ現今の国体を論ず。

〇四八五頁——四八六頁

社会主義——法理的に云へば国家主義は国家が目的にして利益の歸属する権利の主体たりと云ふ思想にして主権は国家に在りと論ずる者なり。

〇四八八頁

中世の契約説時代の憲法は、君主と貴族、或は国民との條約的性質を有したるも、今日の憲法は決して契約に非ずして君主と国民とは憲法の訂結を以て権利義務の關係に於て相對立する二個の階級にあらず。

〇四八八頁——四八九頁

国民の負擔する義務は國家の要求する權利にして君主の主張する權利は國家の負擔する義務なり。日本國民と日本天皇とは權利義務の條約を以て對立する二つの階級にあらず。其の權利義務は此の二つの階級が其の條約によりて直接に負擔し要求し得る權利義務に非らず。約言すれば日本天皇と日本國民との有する權利義務は各自直接に對立する權利義務にあらずして大日本帝國に對する權利義務なり。例せば日本國民が天皇の政權を無視す可からざる義務あるは天皇の直接に國民に要求し得べき權利にあらずして、要求の權利は國家が有し國民は國家の前に義務を負ふなり。

日本天皇が議會の意志を外にして法律命令を發する能はざる義務あるは國民の直接に天皇に要求し得べき權利あるが爲めにあらざる、要求の權利ある者は國家にして天皇は國家より義務を負ふなり。——是れ中世の階級國家と近代の公民國家との分る、莫なり。

〇四九〇頁

今日の國家を以て中世時代の階級國家と見るべからざる法學上の根據は中世の如く君主或は貴族が其れに歸属すべき利益の主体として存せず、國家の目的の爲めに國家に歸属すべき利益として國家の依持する制度たるの莫なり。

〇四九一頁

故に近代の公民國家に於ては如何なる君主專制國と雖も又直接立法を有するほどの民主國と雖も、其の君主及び國民は決して主權の本体に非らず、主權の本体は國家にして國家の獨立自存の目的の爲めに國家の主權を或は君主或は國民が行便するなり。従て君主及び國民の權利義務は階級國家に於けるか如く直接の契約的對立にあらずして國家に對する權利義務なり。果して然らば權利義務の歸属する主体として國家が法律上の人格なることは當然の歸納なるべく、此の人格の生存進化の目的の爲めに君主と國民とが國家の機關たることは亦當然の論理的演繹なり。

〇四九二頁——四九三頁

而しなから国家は始めより社会的団結に於て存在し其の団
体員は原始的無意識に於て国家の目的の下に眠りしと雖も
（生物進化論と社会哲學に於て衆人時代を論じたる所を
見よ）。其の社会的団結は進化の過程に於て中世に至るまで
土地と共に君主の所有物となりて茲に国家は法律上の物格
となるに至り。即ち国家は国家自身の目的と利益との爲
めに結婚相續讓與の如き所有物として処分に従つたる物
格なりき。即ち此の時代に於ては君主が自己の目的と利益
との爲に国家を統治せしを以て目的の存する所利益の歸属
する處が権利の主体として君主は主権の本体なり、而して
国家は統治の客体たりしなり。此の国家の物格なりし時代
を「家長国」と云ふ名を以て中世までの国体とすべし。今日

は民主国と云ふ君主国と云ふも決して中世の如く君主の所
有物として國土及び國民を相續贈與し若しくは恣に殺傷し
得べきに非らず、君主をも國家の一員として包含せるを以
法律上の人格なることは論なく、従て君主は中世の如く國
家の外に立ちて國家を所有する家長にあらず國家の一員と
して機關たることは明かなり。即ち原始的無意識の如くな
らず、國家が明確なる意識に於て國家自身の目的と利益と
の爲めに統治するに至りし者にして、目的の存する所利
益の歸属する所として國家が主権の本体となりしなり。此
れを「公民國家」と名けて現今の団體とすべし。

○四九四頁、

国体及び政体は進化的過程の者として、即ち歴史的進行の

社会現象として動學的に研究すべき者なり。

〇四九六頁——四九七頁

吾人は主権の所在は歴史によりて定まることを信じ。国家主権論の基礎は全く日本歴史に求めざるべからざることを信じ。国体及政体は只動學的研究によりてのみ解せらるべきことを信ずる者なり。

〇四九七頁——四九八頁

固より吾人と雖も最古の歴史的記録たる古事記日本紀の重要な經典たることは決して否まず。而してなから有賀博士の如く神武紀元後十四世紀後なりと云ふ其等によりて、而して『大の豊葦原の瑞穂國は我が子孫の王たるべき地なり、爾皇孫就きて治らせ、實祚の隆へまさんこと天壤と共に極まりなかるべし』の僅少なる一言を論據として一學説の根本思想となすは明かに不謹慎極まる独断論なり。

〇四九九頁

吾人は断言す——王と云ひ治らすと云ふ文字は支那より輸入せられたる文字と思想とにして原始的生活時代の一千年間は音表文字なりや象形文字なりや將た全く文字なかりしや明らかならざるを以て神武天皇が今日の文字と思想に於て『天皇』と呼ばれざることなけ明白にして、其の國民に対する権利も今日の天皇の権利或は権限を以て推及すべからざる者なりと。

〇五〇〇頁

当時の天皇は今日と全く意義を異にせる国家の所有者と云

ふ意義にして、人民は人格にあらず国土と共に天皇の大御
實として経済物なりしなり。

〇五〇頁——五〇一頁

今日の天皇は当時と全く意義を異にせる国家の特権ある一
分子といふことにして、外国の君主との結婚によりて国家
を割攘する能はず国家を二三皇子に分割する能はず、国民
の所有権を横奪して侵害する能はず、国民の生命を大御寶
として毀傷破壊する能はず、實に国家に対してのみ権利義務
を有する国民は天皇の白又に対して国家より受くべき救済
と正当防衛権を有するなり。即ち等しく天皇の形態と発音
とあるも、今日の天皇は国家の特権ある一分子として国家
の目的と利益との下に活動する国家機関の一なり。

〇五〇二頁

實に日本の国体は数千年間同一に非らず、日本の天皇は古
今不変の者にあらざるなり。

〇五〇九頁——五一〇頁

統治の主体と統治の客体とに分ちて君主々権論を主張する
ならば、才一条の大日本帝国を中世時代の物格たり二要素
の国土及び人民とすべく。然るに国家を人格となし統治権
の本体となすならば才一条の大日本帝国は三要素ある主体
の本体にして下の如く解せざるべからず、曰く、統治権の
本体たる近代国家の大日本帝国は其の統治権を万世一系の
天皇によりて行使する。

加之。天皇を統治の主体となしながら大日本帝国を三要

素より近代国家となすならば、一条は添削されて、一国家にあらざる大日本の国土及び人民は万世一系の天皇之を統治すと書き替へられざるべからず。

〇五二九頁—五三〇頁

由來、万世一系の一語の爲めに一切の判断を誤まり、日本帝国にのみ特殊なる国家學と歴史哲學とによりて支配せらるゝと考ふるゝことが誤謬の根底なり。

〇五三〇頁

凡ての君主々權論者は其の國家觀が社會の進歩に従ひて近代思想の者なるに係らず、尚且万世一系の一語あるが爲めに國家主權の根本思想の上に君主々權論を築き、特に其の代表の學きた、穂積博士の如きは天皇も皇位も國家も一

切を無差別に混同するに至れるなり。

〇五三二頁

吾人は又學理攻究の自由によりて憲法第四條につきて大に論議せざるべからず。

〇五三八頁

『國々元首』は人類の頭にも非らず、鰐魚の顔にもあらざる、亦鰐魚の主に非らず。即ち何者にも非ざる國の元首とは意味すべき何者も非らざるを以て、無意義として棄却すべき文字也。今の憲法學者が『神聖』の文字を歴史的襲踏の形容辭として取扱ひ乍ら、等しく無意義になれる独斷的比喩の痕跡たる『國の元首』の文字を特更に重大視して論議の焦點としつゝ、あるは理由なきも甚だし。

〇五二九頁

實に吾人は此の主張によりて天皇は国の元首に非らずと信ずる者なり。而して更に憲法の精神と他の條文とに照して天皇は統治権を總攬する者に非らずと主張せんと欲する者なり。

〇五三三頁—五三四頁

通常の立法に於て天皇と議會とによりて始めて立法行爲の完全せらるゝ如く、憲法改正の発案権を有する天皇と三分の二の出席議員と三分の二の多数とを以て協賛する議會とありて始めて最高の立法を爲し得る、即ち憲法を改正し得る最高機関たるなり。故に若し此國家の意志の表白せる、所の者を以て主権者と呼び統治者と名くるならば、天皇は

主権者にあらず又議會は統治者に非らず、其等の要素の合體せる機関が主権者にして統治者なりとすべし。

〇五三四頁

所謂立憲君主政体なる者は、今の學者が分類しつゝあるが如く政体ニ分類中の君主政体の變體と見るべき者に非らずして、平等の多數と一人の特権者とを以て統治者たる民主政体なり。即ち、最高機関が一人にて組織さるゝ者と考ふる國家機関論者の如きは聊か君主々權論の變色せる者に過ぎず。

〇五三六頁—五三七頁

天皇は統治権の總攬者に非らずと云ふことは、天皇一人にては最高機関を組織して最高の立法たる憲法の改正變更を

為す態はずと云ふ他、條文と憲法の精神とに基きて断定さ
るべき身にして、美濃部博士が如く日本の国体は最高機関
と一人にて組織する君主国体なりと解釋しては斯る斷言の
根據なくして明かに予盾せる思想たるは論なし。

〇五四二頁、

吾人は在来の国家主权論者の政体の二大分類を排して、今
日の公民国家と云ふ一体に就きて政体の三大分類を主張す
るものなり——一、最高機関を特権ある国家の一員にて組
織する政体（農奴解放以後の露西亜及維新以後三十三年ま
で、日本の政体も如し）。二、最高機関を平等の多数と特権
ある国家の一員にて組織する政体（英吉利獨逸及び二十
三年以後の日本の政体も如し）。三、最高機関を平等の

多数にて組織する政体（佛蘭西米合衆国の政体も如し）

〇五四三頁

政体とは統治権発動の形式

国体とは国家の本体と云ふことにして統治権の主体たるか
若しくは主権に統治する一客体たるかの国家本質の決定な
り。

〇五四六頁

吾人は国家人格實在論の上に国家主权論を唱ふる者なり。

〇五四七頁

家長時代^国の国家は其の實在の人格なるにも係らず、恰も實
在の人格が奴隷たりしが如く法律上は其の国家の所有者の
利益のために存したる物格なりき。

〇五五二頁

今日の凡ての公民国家は明かに法律の明文を以て、或は国民の法律の信念によりて国家の實在の人格を法律上の人格と認むるに至るなり。——段に今日は国家の爲めに云ひて国家を利益の歸属する所、目的の存する所となして国家主権の国体なることを国民の信念に於て表白す。

〇五五四頁

家長国時代の国体に於ては国家の所有者に主権ありて国家は實在の人格たりと雖も法律上は物格なりき。公民国家の国体に於ては国家が主権の本体として實在の人格たると共に法律上の人格なり。

君主の爲めに云ふ忠君の時代は君主々権の中世なり。『国

家の爲めに云ふ愛国の時代は国家主権の近代なり。

〇五五五頁

吾人は明言す。国家意識は未だ嘗て一人のみの頭腦に宿りて他の人類が全く精神なき手足の如きことは、如何なる古代の家長専権の時代と雖も、帝権の絶対無限の時代と雖も決して存在せしこと無しと。

〇五五六頁 五五七頁

国家の進化は終に大化革命の公民国家の理想を實現したるが爲めに、日本天皇は大日本帝国の重要な機軸に於て国家の団結的權力を充分に発表しつゝあるなり。彼の后世よりの進歩的批判者によりて暴逆圧制なりと云はる、家長国時代の君主と雖も、国民が君主の処分権を認識し、若しくは

認識したる墮力。爲めにして、一人の強力のみにては數万
十倍する多數の志に反して何事をも爲す能はず。最も專
制權を振ふ者は政教一致時代の祭主と君主とを兼ねたる者
なりと雖も、其の人民が專制に服従するは其の宗教に対し
て強烈なる信仰に於て結合する故に過ぎずして、国家神識
が一人のみの頭腦に宿りて他が機械的に服従せる者に非ら
ざるなり。

〇五五九頁—五六〇頁

而しなから此の國家意識が法律の認識によりて政权に覺醒
するには歴史的進歩に従ひて漸次的に擴張する。最も原始
的なる共和平等の衆人部落に於ては全く社会的本能により
て結合せし政治的制度なき平和なりしを以て政权者なる

ものなかりき。然るに長き後の進歩に於て大に膨脹せる部
落の維持を祖先の靈魂に求めて祖先教時代に入るや（如何
なる民族も必ず一たび經過せり）祖先の意志を代表する者
として家長が先づ政权に覺醒し、更に他部落との競争によ
りて奴隸制度を生じ土地の爭奪の始まるや、實在の人格あ
る國家は土地奴隸が君主の所有たる如く君主の所有物とし
て君主の利益を爲に存するに至る。此れ則ち家長國體及
び君主政體の萌芽にして、アリストートルの國家の三分類
を形式的數字の者に解せずとも動學的に進化的に見るなら
ば、君主國とはカースト進化に屬す。而して貴族國とは此
の政权に対する覺醒が少數階級に限らずて擴張せる者と見

るべく、民主国とは更に其の覚醒が大多数に拡張せられたるしかりにして三期の進化たりと考へらるべし。日本国も亦等しく国家にして古代より歴史の潮流に従ひて進化し来りたる国家なるが故に、如何に他の国家と隔離せられたることに由りて進化の程度に多少の遅速ありしとすも、独り全く国家学の原理を離るゝ者に非らざる。

〇五六頁——五六四頁

日本民族は原始的共和平等の時代を他の国土に於て経過し已に農業時代に進化する家族団体として樹立し来れるものなるを以て、固より後世より謚名せられたる意義の天皇に非らざりしは論なしと雖も、家長国体及び君主政体の萌芽として来れることは最古の記録を悉く没意義の者とせ

ざる限り充分に想像せらるべし。

而して其の入口の繁殖と共に当時の社会組織に於て骨格たりし族制の混沌を来し、且つ皇族と併行して発達せる大族が其の家族奴隷の団結的強力を負ひて他の大族たる皇族と対抗するに至るや、茲に皇族中の智識ある革命家によりて理想的国家の夢想的計画となり——恰も新開国に於て空想的社会主義の屢々實現を試みたる如く——国家主権の公民国体と其の機関としての君主專制政体とが夢想せられたり。而して斯る未開なる時代に於て理想国の單に理想たりしは論なく、理想の實現は遠き後の維新革命に於てせられ、事實に於て建設せられたるものは君主と家長とに於て中世史を終るまでの長き時日は凡て家長君主とし

ての天皇なりき。而して他に無數の群雄と名けろ小諸侯將軍と呼ばるゝ家長君主ありて相坑争したりき。只其の藤原氏時代の終るまでは天皇は日本全土と全人民とも「大御主」として所有する家長君主として、例へ事実上は攝政関白の專横ありしと雖も、又例へ事実上は統治権の行使されたる所が近畿地方の狭小なる区画たるに過ぎざりしと雖も、天皇が唯一の君主として唯一の政權者たりしことは法律上疑ひなき所の者なりき。是れ政權の一人に覺醒したる進化の第一期なり。而して国司の土着、土豪の發達より天皇の外に更に多くの家長君主を生じ以て維新の公民國家に至る迄の中世史を綴りたりき。彼の歐洲中世史の羅馬法王、神聖皇帝、國王貴族の重複措雜して最高の統治権、即ち主權を争

へるは、固より今日の統治権に非らず今日の政權者に非らずと雖も、皇帝國王貴族の各々が国土及び人民の所有者としての統治権を有し、其の統治権を相續遺言贈與結婚等によりて伸縮得喪し、國家を所有権の客體として取扱ひ各々の者が統治権の主体として其等の階級に政權が覺醒したりしが如く。日本に於ても皇室は神道の信仰の上に神道の羅馬法王として統治権を有し、其の法王より冠を加へらるゝ形式を経て征夷大將軍と稱せられたる「鎌倉の神聖皇帝」は亦群雄戰國及び封建制度の「國王」「貴族」と共に統治権を有し、而して其の各々が統治権の主体として国土及び人民を所有者として区分し、各々主權即ち最高の統治権を争ひたりき。斯く政權者が同時に統治権の主体たる時代は固より

家長國体にして今日の公民國家とは別なるを以て、其の皇
帝國王貴族等を今日の政權者と同一視すべき者に非らざる
は論なしと雖も、其等の家長等が各々統治權を有するに至
れるは諸侯階級即ち貴族階級に政權の覺醒が拡張せられ
た二期の進化なり。

此の三期は如何なる國家に於ても甚だ長く日本の如きも
維新革命まで繼續したりき。而して維新革命は無数の百姓
一揆と下級武士の所謂順逆論によりて貴族階級のみに独占
せる小たる政權を否認し、政權に対する覺醒を更に大多數
に拡張せしめたる者にして、機公論に由ると云ふ民主主義
に到達し、茲に三期の進化に入れるなり。而して國家對
國家の競争によりて覺醒せる國家の人格が攘夷論の野蠻な

る形式の下に長き間の統治の容体たる地位を脱して「大日本
帝國」と云ふ國家の爲め」として國家に目的の存することと
掲げ、國家が利益の歸属すべき權利の主体たることを表白
するに至れるなり。此の國家も主權体とせる公民國家の國
體と民主的政體とは維新後二十三年までの間を國民の法律
的信念と天皇の政治道徳とに於て維持し、後、帝國憲法に
於て明白に成文法として書かるゝに至りて茲に維新革命は
一段落を劃し、以て現今の國體と今日の政體とが法律上の
認識を得たるなり。

〇五六五頁—五六六頁

眞理は社會主義に在り。貴人は社會主義によりて下り如く
主張す——國家の分子たる天皇と國民とは國家の權利た

る統治権が存するに非らず。分子の消滅と共に更新する所の者は政権者にして統治権の主体に非らず。国家の分子たる天皇が統治権の行使によりて得べき利益の歸属する主体にあらず。又國民が國民を終局目的として統治権を行使する権利の主体にあらず。近代国家に於ては國家の生存進化の目的と其に應ずる利益の歸属すべき権利の主体たることを認め、最高機関と特権ある一分子或は多くの分子或は特権ある一分子と平等の多くの分子とによりて組織し、其機關が権利の主体たらずして國家の目的と利益との爲めに國家の統治権を行使するなり。而して國家と云ふ史的繼續を有する人類社會は法理上消滅する者にあらず、分子は更新すと雖も國家其者は更新する者にあらず。即ち國家が

統治権の主体たり。(故に誤解すべからず)『社会民主主義』とは個人主義の賞醒を受けて國家の凡ての分子に政権を普及せしむることを理想とする者にして個人主義の誤小る革命論の如く國民に主権存すと独断する者に非らず。主権は社会主義の名が示す如く國家に存することを主張する者にして國家の主権を維持し國家の目的を充たし國家に歸属すべき利益を全からしめんが爲めに、國家の凡ての分子が政権を有し最高機関の要素たる所の民主的政体を維持し若しくは獲得せんとする者なり。

〇五六頁——五六八頁

今日の國體は國家が君主の所有物として其の利益の爲に存したる時代の國體にあらず、國家が其の實在の人格を法律

上の人格として認識せられたる公民国家の国体なり。天皇は土地人民の二要素を国家として所有せる時代の天皇にあらず。美濃部博士が広義の国民中に包含せる如く国家の一分子として他の分子たる国民と等しく国家の機関なるに於て大なる特権を有すと云ふ意味に於ける天皇なり。臣民とは天皇の所有権の下に『大御主』として存在したりし経済物にあらず。国家の分子として国家に対して権利義務を有すと云ふ意味の君主政体に非らず。又平等の国民を統治者とする純然たる共和政体に非らず。即ち、最高機関は特権ある国家の一分子と平等の分子とによりて組織せらるゝ世俗の所謂君民共治の政体なり。故に君主のみ統治者に非らず、

統治者として国家の利益を爲めに国家の統治権を運用する者は最高機関なり。是れ法律の示せる現今の国体にして又現今の政体なり。即ち国家に主権ありと云ふを以て社会主義なり、国民(広義の)に政权ありと云ふを以て民主主義なり。

○五六八頁

国家と云ふ實在の大人格が長き進化の後に於て得たる法律上の人格を無視して君主の利益の爲に存する物格と考へる如きは、所謂国体論と云ふ復古的革命主義にして吾人社会主義者は却て今日及び今後に見りて国体の擁護者たりざるべからず。

○五六八頁——五六九頁

而してながら政体は統治権運用の機関なるを以て、国家は其

の目的と利益とに依じて進化せしむべし。而も其の如何に
進化すべきかにつきては或は今日の民主的政体より進
むか、或は人のみの特権者を持つてする君主政体に進むか
るか、或は純然たる共和政体に進むか、又或は社会の驚く
べき進化して一切の政体の無用になりて地上に天国を築く
か、斯ることは国体論とは係りなき問題なり。

〇五七〇頁

国家主権の今日及び今後に於ては、其手續を定りたる規定
其者と矛盾する他の規定を設くこと、又其の規定されたる
手續に依らずして憲法の条文と阻格する他の重大なる立法
となすこと、国家主権の變動たる国家の権利にして、国家
はその目的と利益とに依じて国家の機関を或は作成し或は
改廃するの完全自由を有す。何となれば尋しく国家主権の

變動たる法律の中に於て特別に第七十三条のみ現今存する
他の条文より重く、又將來発せらるべき他の多くの法律を
打消して無効ならしむべき力ある者に非らず。

〇五七一頁—五七二頁

只、如何なるものが国家の目的と利益とに適合する主権の
變動なるかの事實論に至りては、是れ自ら法理論とは別向
題にして其の国家の主権を行使すると云ふ地位に在る政权
者の意志に過ぎず。即ち事実上政权者の意志が国家の目的
と利益との爲に権力を行使するや否やは法理論の興かり知
らざる所なり。——是を以ての故に憲法論は弾力の決定な
りと云ふ。

〇五七二頁

社会主義者は現今の国家が国家主権の国体なることを明確に意識して、長き時日と大なる努力とを以て只強者の意志たるべきのみ。何ぞ国体を革命すと云はんや。故に今日の強者の意志の下に於ては国家主権の名に於て迫害さるべき義務を有す。

○五七五頁—五七六頁

国体論とは何ぞや。

第一は今日の国家を以て家長国なりと云ふ議論の起る基礎として神道的迷信の墮力に在り。我が万国無比の国体に於ては国民は一家の赤子にして天皇は家長として民の父母なりと云ふ者は是れにして、君臣一家論と云ふ者あり、忠孝一致論と云ふ者あり、忠君愛国一致論と云ふ者あり。

○五七六頁

第二が、天皇を以て主権の本体若くは一人の最高機関なりと考へしむる所以の者にして全く顛倒せる歴史解釈の順逆論なり。即ち、日本民族は皆忠孝にして万世一系の皇統を扶翼せりと云ふことにして、万国無比の国体と云ふ思想の生ずる根拠なり。

○五七七頁

第一の点、穂積博士等の據りて以て日本の現時を家長国なりとする神道的迷信の墮力を駁逐せざるべからず。

○五九六頁

穂積博士にして頑迷に今日の国体を以て家長国となし、君臣一家忠孝一致を以て一切の法理学と倫理論とを築くなら

ば、吾人は實に此に問ふ。——若し足下の車夫が旦那の親類
は何処ですと問ひし時に、拙者の親類は天子様なりと答ふ
るや否や。

○五九七頁—五九八頁

皇室にして寛大ならざるならば將に日ふべし。便佞なるハ
束と及び四十五百万の奴隷よ。卑しき徳積家が朕が家の未
家にして天下に至る迄朕が家の分家なりと云ふか。皇室は
汝等如き下賤なる人種と平等の祖先より分れたる親類に
非らず。汝等は皇室の祖先が零落せる時に於ては路傍の人
の如く過ぐし或は共に石を投じながら、今の繁栄に媚ひて
三十年前の古き、遠き、系統の知れせざる者も、潜蔵に
此親類と云ひ本家と云ひて爲めにせんとするは何たる倅猫

ぞ。皇室は平等の祖先より分れたる分派にあらず国民を強
力によりて屈伏せし壹々たる征復者なりと。

○五九八頁

實に平等の所謂国体論の脊髄骨は、如何なる民族も必ず一
たび或は進化に入る階段として踏むべき祖先教及び其小
に伴ふ家長制度を國家の元始めにして又人類の消滅まで繼
続すべき者なりと云ふ社会学の迷信に在り。

○六〇六頁

大日本帝國は君臣一家の妄想にあらずして實在の國家あり。
天皇は國民と平等なる親類關係の本家末家に非らずして國
家の利益の爲めに國家に對して重大なる特權を存する國家
の一員なり。實に忠孝一致論を唱ふる者は其の理由とする

所の君臣一家論によりて国家に對する叛逆なりとすべし。

○六一三頁、

實に、日本国今日の国体を以て家長国なりと云ふは斯る神道の迷信にして何の根據なし。其の君臣一家論と云ひ忠孝一致論と云ふ者を家長或は本家が家族と末家とに對して絶対無限権を有したる時代に唱ふるならば事實の如何は別問題として理由あるべきも、是を親籍關係の平等を常則とする今日に於て主張するに至つては明らかに自殺論法なり。故に『民の父母』と云ひ『天皇の赤子』と云ふが如き語は『史的襲踏』の者にして恰も『神聖』の其力の如く意義なし。

○六一六頁——六一七頁、

君臣一家論の據て生ずる根本思想たる『系統主義』と、忠孝一

致論の基く『忠孝主義』とは決して輕々に看過すべからざることなり。固より特殊の日本民族のみに限らず如何なる民族と雖も社会意識の覺醒が全民族全人類に擴張せられざる間は、系統を辿りて意識が漸時的に擴張するの外なきを以て血縁關係に社会意識が限定せられて系統主義となり、從て其進化の過程に於て生ずる家長国に於ては當然に忠孝主義を産むべきものにして、天下凡て系統主義と忠孝主義とを経過せざる国民は無し。只日本民族に於ては即ち維新革命が佛蘭西革命より後れたるを以て、国家主権の今日に於ては尙墮力に於て君臣一家論となり忠孝一致論となりて迷信に漂ふのみ。

六一九頁、

先づ政治史より考察せしめよ。

『史』は嚴肅なる判官なり。然るにこの判官の前に立ちて
今日本国民は又て事實を陰蔽し解釈を迂曲して虚偽を陳
述しつゝあり。所謂順逆論なる者は此なり。曰く、日本民
族の凡ては忠臣義士にして乱臣賊子ば例外なりと。而して
此の順逆論につきて疑問を抱く者なきは、嘗て太陽が世界
の東より西を繞ぐると盲信せられたるか如し。而しながら
吾人は断言す。——太陽が世界の東より西を繞ぐる者に非ら
ざることの明かなりし如く、必ず一たび地動説の出で、
例外は皇室の忠臣義士にして日本国民の殆んど凡ては皇室
に対する乱臣賊子なりとの眞実に顛倒せられざるべからずと。

〇六二四頁

吾人は日本の政治史と倫理史とを進化的に叙述して政治的
形式と道徳的内容との進化し来れる跡を見んと欲す。

〇六三二頁——六三三頁

天皇の統治外に独立せし全国の大部分と、各族長の下に所
有せられし大多数の人民とは、皇室とは何らの關係なかりし
か故に自ら順逆論とは別問題なり。即ち神武紀元後一千年
間と稱せられる原始的生活時代は各一万八千歳と等しく暦
日の觀念の不確にして『史』的自覺なかりしと又『史』的事実
を記すべき文字なかりしとを以て、政治史と倫理史とより
除去すると共に又當然に『国体論』より削らるべきなり。而し
て謚をせられたる天皇の文章の内容は原始時代の一強者と

して定めよ。

否！其の後四百年を経て、『史記』の編輯さるゝに至るまでは、尙『史記』的記録を要せざるほどに、『史記』的自覚なき原始的生活の継承なりき。

〇六三五頁、

国体論に対する侮辱は、『史記』的生活時代の開巻第一章よりして存す。彼の所謂蘇我氏の専横と稱せらるゝ事實の如きは、皇族なる大族が其の強者たる地位を失ひて他の諸大族に圧倒せられたる事例の著しき者にして、諸族の膨脹発達して他の族長たる天皇と対抗するの勢力を得たるは、實に原始的生活時代の完結と共に始まりしなり。實に原始的生活時代の一千年間と稱せらるゝものも除ける、『史記』的生活以後の一

千五百年間の日本『史記』は羅馬法王庭の所謂国体論を根底より覆へす。(以下『史記』の詳細ナル叙述アリ)

〇六六八頁——六七〇頁、

吾人は餘りに事實を羅列せざるべし。實に一千年間と傳説さる文字輸入までの原始的生活時代を除きて、爾來の『史記』的生活以後の一千五百年間は、乱臣の手と賊子の足とを尾長猿の如く繋ぎて日本の『史記』を編纂せるなり。固より皇室はカの一の強者として最古の『史記』的記録の編纂さるゝまでは強かによりて天下の権利を有したりき。而して此の間に於て已に仁徳天皇の如き理想的君主、雄略武烈天皇の如き專制的暴威を振へる君主と共に、社会の発達人口の増加によりて蘇我族の強大となりて理想的乱臣となり飽くまで專制的

暴威を振ひし賊子も出したり。而して皇族中より大膽なる理想家の現はれて漸くこの乱臣賊子を懲すや僅かに一百年を維持するに過ぎずして、記録的歴史以後は更に忽ち藤原氏の名に於て蘇我氏に代れる乱臣賊子を生みしに非らずや。而して亦藤原氏の乱臣賊子去りて白河法王の驕慢なる政治に一瞬の栄華を夢みたりと雖も、直ちに僧兵と名くる乱臣賊子の暴力となり、清盛と云ふ乱臣賊子の打撃となり、更に之を掃蕩して代れる乱臣賊子の木曾義仲となれり。義仲と法王との対抗は其の餘りに露骨なるは一の喜劇にして、我れ已に法王に勝ちたり、法王とならんか法王は法師なり、法師とならんか可笑し、天子は小兒なり、小兒とならんか亦可ならずと壯語するに至り。而して此の乱臣賊子を破

れる源頼朝は詐欺を以て主権の用を委任されし者にして（笑ふべき有賀博士）又固より乱臣賊子なるべく、次に来れる義時は白刃に訴へて主権の用を委任せられし者にして（更に笑ふべき有賀博士）又固より乱臣賊子なり。而して更に泰時時宗の乱臣賊子を経て高時の乱臣賊子に至り、終に時の皇室党に敗られて北条氏の乱臣賊子に去りしと雖も、又更に足利尊氏と云ふ乱臣賊子を生じて其皇室党を撃破し、義満に至つて乱臣賊子の舞踏を充分に演じて足利氏の殺伐なる舞台は廻転せしと雖も、世は即ち戦国の雄雄割據となりて全天下悉く乱臣賊子となり、天皇を衣食の貧困に陥れて一顧だれせず。其の漸くに平静なると共に猿面の乱臣賊子出で、王たらんと欲すれば王、帝たらんと欲すれば帝と

傲語し。次で徳川氏の一買せる乱臣賊子となりて三百年の
長き、皇室の迫害を以て始まり天皇の志士を窮迫するを
以て終りとしたリ。——吾人は實に国体論者と並で日本
丁史の前に判決を仰がんと欲す。

あ、今日四千五百万の国民は殆ど挙げて乱臣賊子及び其
の共犯者の後裔なり。吾人は日本丁史の如何なる頁を席ぎ
て之を反證たるべき事實を見し、億兆心を一にして克く
忠に万世一系の皇室を奉戴せりと主張し得るや。

○六七四頁

日本民族は歴史的生活時代に入りしより以降一千五百年間
の殆ど凡ての歴史を挙げて億兆心を一にせるかの如く連綿
たる乱臣賊子として皇室を打撃迫害し来れり。——是れ如何
なる思想に基くぞ。

○六七五頁

吾人が前に「系統主義の民族なりしと云ふ前提は凡ての
民族の上古及び中世を通じて眞なり而も其の故に万世一系
の皇室を扶翼せりと云ふ日本歴史の結論は全く誤謬なり。
忠孝主義の民族なりしと云ふ前提は凡ての民族の上古及び中
世を通じて眞なり而も其の故に二千五百年間皇室を奉載せ
りと云ふ日本歴史の結論は皆明かに虚偽なり」と云ふ「日

本民族は系統主義を以て家系を尊崇せしか故に皇室を迫害し忠孝主義を以て忠孝を最高善とせるが故に皇室を打撃したるなり」と云へる者二れなり。

○六七六頁

更に繰り返へして曰へば、日本民族は凡ての民族の如く強盛なる忠孝主義の爲めに、其の仕ふる各々の家長君主等に対し強盛なる忠孝主義の履行として、其の家長君主等の敵に對して身命を抛て打撃を加ふることを道德上の義務としたるが故に。其の家長君主の前面に皇室が現はるゝ時に於ては、日本民族は其の仕ふる所に対する忠孝の強盛なる道德家として皇室の上に大膽なる乱臣賊子となりて、圧倒したりしなり。

○六七八頁

民族の歴史としての日本史は實に皇室に対する乱臣賊子の物語を以て補綴せられたるものなり。記録せられたる代表者若しくは符号のみが乱臣賊子に非らず、其の下に潜在する「日本民族」が即ち皇室に対する乱臣賊子なりしなり。

○七〇九頁

實に經濟的基礎に於て独立する者は政治上に於ても道德上に於ても独立の権利を有し、經濟的基礎に於て従属する者は政治上に於ても道德上に於ても服従の義務を負ふ。

○七一〇頁

貴族の下に生活する中世史の日本民族は、其經濟的従属關係よりして忠の履行者となり、以て乱臣賊子の加担者となりて

皇室を打撃迫害したりしなり。

○七一八頁—七一九頁

皇室一家の移住時代に於ては其の限られたる家族団体と限られたる地方とに於て天皇及天照太神は眼前の君父として忠孝の本体なりき。然るに社会の進化し人口の増加して皇室と同一なる系統の分派が諸大族となりて朝廷に板を張り諸豪族となりて地方に根を拓ぐるに至りて茲に無數の眼前の君父は貴族階級を組織して天皇と同一系統なり云ふこととを自覚して天皇に対する平等觀を作り以て其忠孝の従属者を卒らて乱臣賊子を働くに至れり。

○七一九頁—七二〇頁

故に吾人は断言す、皇室を眼前の君父として忠臣義士たりし

者は其れに経済的従属關係を有する公郷のみにして、(即ち今日の公郷華族の祖先のみにして)日本民族の凡ては貴族階級の下に隷屬して皇室の乱臣賊子なりしなりと。而して貴族の萌芽は歴史的生活時代の始めより存したるを以て日本民族は其の歴史の殆んど凡てを挙げて皇室の乱臣賊子なりしなりと。

○七二〇頁

日本民族の凡てが皇室に対する乱臣賊子なりと云は、如何にして系統の萬世一系あるを得たるや。

○七二八頁

皇統は如何にして萬世一系なりや。この説明は依然として系統主義と忠孝主義となり、而して皇室は他の貴族階級の

君主等と異なりて後世漸時に稀薄になりしと雖も神道の信仰の勢力にあり。

○七二八頁

吾人は前きの憲法論に於て説ける「天皇」なる文字の内容の進化と云ふことを注意せざるべからず。即ち歴史的生活に入らざる原始的生活時代は、日本国土の上に無数の家族國体が散在し皇室はその近畿地方に在ける家族國体の家長として神道の信仰によりて立ちたりき。

○七二九頁―七三〇頁

當時の「天皇」の意義は其の謚名せられたる時代或は今日の天皇を指して云ふ其れと全く内容を異にして一族宗家の家長として祖先を祀るとき祭主との意義なり。――是れ「

天皇」の内容の未だ進化なき第一期なり。

○七三一頁

而しなから進化律は原始的宗教の祭主たりし「天皇」の内容を進化せしめて第二期に入れり。即ち日本の社會其自身の進化と更に進化せる社會と交通せる三韓文明の繼承以後の天皇は、凡そこの權利が強力によりて決定せられし古代として最上の強者としての命令者と云ふ意義に進めり。――吾人はこれ以後古代中世を通じて「家長國体」となし、藤原氏發亡までに至る間の君主國時代を法理上「天皇」が日本全土全人民の所有者として最上の強者と云ふ意義に進化したる者となす。

○七三七頁―七三八頁

國家の起源と共に存すと信仰せらるゝ皇室に對して平等主義の制限せられたるは想像せらるべし。加ふるに系統の尊卑によりて社會の階級組織なりし系統主義の古代中世なりしも以て優婉閑雅なりし皇室が理由なき侵犯の外に在りしは誠に想像せらるべし。

○七四〇頁

中世史の天皇は其所有する土地と人民との上に家長君主たりしと共に全國の家長君主等の上に「神道の羅馬法王」として立ちたるなり。

○七四〇頁—七四一頁

當時の征夷大將軍とは其の所有する土地人民の上に全部の統治権を有すること恰も天皇及び他の群雄諸侯等が其れ其

れの土地人民の上に家長君主としてそれ「統治者たりしか」とく只異なる所は神道の羅馬法王としての天皇によりて冠を加へらるゝ「鎌倉の神聖皇帝」なりしなり。

○七四二頁—七四三頁

「鎌倉の神聖皇帝」は神道の信仰盛ならざりしに至りて「神道の羅馬法王」を自由に改廢するに至れり。

○七四四頁—七四五頁

而しながら其の勢力の衰退せるに係らず足利氏が北朝を立て、自ら神道の法王とならず群雄戰國の貴族等が亦自ら天皇と稱せざりしは「天皇」の内容が中世史に入りて天下を所有する強者と云ふと全く別なる「神道の羅馬法王」の意義なりしを以てなり。

○七四七頁

天皇は深厚に徳を樹て、全人民全国土の上に統治者たる人
ことを要求したりき、實に如何なる迫害の中に於て衣食の欠
乏に陥れる窮迫の間に於ても寤寐に忘れざる要求なりき、然
るに國民は強力に訴へて常に之を拒絶したりと云ふことな
り。

○七四七頁—七四八頁

或は云ふべし、而しながら萬世一統に心を加へざりしは、是れ
國民の凡てか悉く乱臣賊子に加擔して天皇をして其の要求
の實現を絶望せしめたればなり。

○七四八頁—七四九頁

優渥閑雅なる詩人として政權爭奪の外に隔たりて傍觀者た

りしが故なり。萬世一系は皇室の高遠なる道德の顯現にし
て誇榮たるべきものは日本國中皇室を外にして一人たもあ
らず、國民に取りては其の乱臣賊子たりし所以の表白なり。
若しチヤールス王の如く政權に對する慾望を以て義時に對
抗せしと假定せよ、何人か義時のクロムエルたらざりしを保
すべきぞ。

○七五一頁

貧民は強盜の憂なし。天下の所有者たる意義を國民の乱臣
賊子によりて奪はれたる神道の羅馬法王は、強盜を招くべき
懷を有せざりしなり。當時の強者に取りて神道の羅馬法王
たる能はずまたその要なきは恰も独乙皇帝が基督教の羅馬
法王たる能はず又その要なしと云ふと同一

〇七五二頁

伊藤博文氏の「憲法義解」を見よ、更に明瞭に維新革命が主
秋の回復なるを論ぜるに非らずや。回復とは喪失を前提と
す。

〇七五二頁―七五四頁

吾人が皇室の万世一系あるは系統主義と忠孝主義と及び神
道の信仰によると云へるは以上の説明によりて解せらるべ
し。原始的な生活時代は神道の信仰と系統主義と忠孝主義の
凡べてによりて其の勢力の及びたりし地方の間に於て奉戴
せられたりき。(而して是れ他の凡べての部落は各々の酋
長を其三者によりて奉戴することによりて逆進的歴史家の
所謂乱臣賊子を歴史的生活以前より意味す)。歴史的生活時

代に入りて君主国時代の初期は純然たる強者の権を以て全
日本に君臨し後大族の専横ありしに係らず系統崇拜の良心
によりて万世一系の祀さるゝことなく法理上君主国時代と
して藤原氏の終局まじを奉戴せられたりき。(而して是れ
藤原氏の系統を誇栄とする等しき系統主義によりて君主国
時代の殆んど凡べてを通ぜる乱臣賊子の圧迫なりき)。中
世史の貴族国時代に入りては強者の争ふ所の者とは無関係
なる「神道の羅馬法王」として神道の衰退しつゝありし信
仰に奉戴せられたりき。是れ頼朝より徳川氏に至る一千年
の長き間なり、一千年とは今の先進国の文明に至るまでの歴
史なり。さればこの長き間の社會の進化に於ては最早皇室
は系統のみによりて崇拜せられず陪臣の世と云ふが如く平

等觀は實に強力の手により廣大に擴張せられ、維新革命の王
侯相將豈僅あらんやとの其れが先づ一匹夫秀吉の腕により
て實現せらるゝに至れり。斯くの如くにして皇室は平等觀
が更に擴張して貴族階級を顛覆するに至るまで、貴族階級が
けに擴張せられたる平等觀によりて君主國時代の意義を失
ひ、全く「神道の羅馬法王」として宗教的榮譽を有したる
に過ぎざなれり。

○七五五頁

實に、中世以後の萬世一系の継続は皇室に對する系統崇拜に
非ず、又天皇に對する忠孝主義に非ず、貴族階級に對する系統
崇拜と其等「眼前の君父」に對する經濟的從屬による忠孝
主義とを以て皇室に對する乱臣賊子が成功したる——即ち謂

はば乱臣賊子の紀念なり。

○七五六頁—七五七頁

故に断定す——皇統の万世一系あるは万世の長き間國民が常
に大膽殘忍なる乱臣賊子にして天皇は遠き以前に其内容の
大部分を掠奪せられ神道の羅馬法王として絶望したるを以
てなりと。實に万世一系は乱臣賊子の紀念なり。

○七五六頁—七七八頁

吾人が國体の進化的分類と云ふ主張は茲に在り。即ち、維新
革命以前の國家は「家長國」と云ふ別種の國体にして必ず
しも一國一主権にあらず、多くの統治者が其所有内の國土及
び人民を自己の利益と目的との爲に私有財産として処分し
つゝありし者なり。即ち、この財産権の主体を統治者と云ふ

財産権の行使を統治と云ふ者にして、今日の如く国家の目的と利益の爲に国家自身が統治する所の主体なりと云ふとは尤に意味を異にする君王々々の団体なりしなり。而して始めには近畿地方の国土及び人民の上に天皇が一人の所有状者にして君主国時代なりき。然るに天皇の系統の分派が漸時に地方に侵略して土豪となり群雄となりて国土及び人民を所有するに至り日本全国の上に無数の君主を生じたりき。是れ彌朝以後の貴族国時代なりき。即ち正史的記録の発現より維新革命に至るまでの一千数百年間は「家長国」にして、始めには小區域に止まりし者が漸時に大區域に拡張し、始めは一人の家長君主なりしものが漸時に多くの家長君主となりて相抗争するに至り。而して古代及び中世を通じて

る権利の決定は強力なりき。故に皇室が最初の強力者として小地方の国土人民の上に家長君主たりしと雖も、更に皇室の系統の源平足利徳川等が地方の国土人民の上に家長君主となるに至り、茲に個人の权威を強力の決定に求めたりき。即ち貴族国時代の貴族とは其の將軍と云ふ群雄と云ふ諸侯と云ふ種々の名稱あるに係らず、其の所有の国土人民の上に絶対無限の権利を有したる家長君主たる矣に於ては凡て悉く同一なりき。而して天皇も中世に至つては神道の羅馬法王たる意義以外、其の所有の土地人民の上に於て無限絶対の権利を有したることは疑なし。固より中世史の後半即群雄戦国の一百年より徳川氏の三百年に至るまでは全く神道の羅馬法王たる以外何の権利も刺さざりしかの如く考へらる

ると虽も、其の貧窮の間に於ても尚憐れなる公卿を臣として
有し徳川氏より無限の圧迫を蒙りつゝ、多少許の土地を与へ
らぬしを以て、法理上その土地人民の上に於て家長君主とし
ての絶對の権を有したりしことは事實なり。

○七八二頁

天皇主権論を以て一千年間を一貫することは困難なり。
吾人は断言す、主権とは数多の家長君主等が抗爭の間に於て
生ずる勢力の消長のことにし、主権者は其の時代々々によ
りて決定すべく、決して不変のものにあらずと。故に吾人は
斯る意味の主権論と無関係に諸侯幕府が各々統治者たる君
主にして天皇も亦決して統治者たることを失ひしことなし
と断言せんと欲す。即ち天皇は天皇として君主なりき、而し

て社会の進化は平等觀の拡張となり貴族階級が天皇を模倣
して到達を努力し、群雄諸侯皆其れに進化して君其れを
此の範囲内に主となりしなり。

○七九〇頁—七九一頁

維新革命の国体論は天皇に對する忠を主張せ人よりも貴族
階級に對する忠を否認せ人が爲めなり。即ち平等觀が貴族
階級にまで拡張したる歴史の進化を承けて更に一般階級に
拡張せんとする。——維新革命の民主主義の爲めに！

○七九三頁

維新革命は大化の王政に復古したるものにあらず、大化の革
命に於て理想たりし儒教の「公民国家」が一十三百年の長
き進化の後に於て漸くに實現せられたるものなり。

○七九五頁

家長國時代の道德法律は君主の個人的利己心の爲めに犠牲たる「忠君」なりき、公民國家の道德法律は社会的利己心の爲めに犠牲たる「愛國」なり。

○八〇〇頁—八〇二頁

大化革命事實にせられたる部分は原始的宗教の神政々治の打破にして凡ての理想は一千三百年の長き進化の後に於て漸く維新革命によりて實現せられたるなり。

實に公民國家の國体には國家自身が生存進化の目的と理想とを有することを國家の分子が意識するまでに社會の進化なかるべからず。即ち國家の分子が自己を國家の部分として考へ、決して自己其者の利益を終局目的として他の分子

を自己の手段として取扱ふべからずとするまでの道德的法律的進化なかるべからず。——法律的に云へば君主々權の時代より長き進化の後に於て國家主權の現代たる國家主義に至れるなり。一は君主及び貴族（即ち多くの君主尊）の利己心の爲めに他の凡ての分子が犠牲として存すと云ふ莫に於て個人主義なり、他は凡ての國家機關が自己を社會の部分として社會の生存進化の目的の爲めに行動すと云ふ莫に於て社會主義なり。國家主義とは世界單位の大國家主義に至るべき地方單位の社會主義なり。（吾人は故に國家其者の否定を公言しつゝある社會主義者と稱する個人主義者は社會其者の否定に至る自殺論法として取らず）。而してこの君主々義より國家主義に到達する爲めには國家意識が社會

の一分子若しくは少数分子に限らずして全分子に拡張することゝ要す。

○ハの五頁

国家は生存の目的を有す、国家は進化の理想を有す、而して吾人は凡て上下なく国家の分子なり、国家の分子として国家の生存進化の目的理想のために努力すべき国家の部分たる吾人なり。実に維新革命は国家の目的理想を法律道德の上に明かに意識したる處に於て社会主義なり、而してその意識が国家の全分子に明かに道德法律の理想として拡張したる處に於て民主主義なり、

○ハ一の頁

維新革命は国家間の接觸によりて覚醒せる国家意識と一千

三百年の社会進化による平等觀の普及とが、未だ国家国民主義（即ち社会民主主義）の議論を得ずして先づ爆發したる者なり。決して一千三百年前の太古に逆倒せる奇蹟にありず、

○ハ一二頁

維新革命の国体論は天皇と握手して貴族階級を顛覆したる形に於て君主主義に似たりと雖も、天皇も国民と共に国家の分子として行動したる絶對的平等主義の眞に於て堂々たる民主主義なりとす、

○ハ一三頁—ハ一四頁

現天皇は維新革命の民主主義の大首領として英雄の如く活動したるに、
「国体論」は貴族階級打破の爲めに天皇と握

手したりと雖も、その天皇とは國家の所有者たる家長と云ふ意味の古代の内容にあらずして、國家の特権ある一分子、農部博士の所謂広義の國民なり。即ち天皇其者が國民と等しく民主主義の一國民として天智の理想を実現して始めて理想國の國家機關となれるなり。——維新革命以後は「天皇」の内容を斯る意味に進化せしめたり。

○八一五頁

吾人は考ふ——維新革命は貴族主義に対する破壊的一面のみを奏功にして、民主主義の建設的本色は實に「萬機公論」によるの宣言、西南、佐賀の反乱、而して憲法要求の大運動によりて得たる明治二十三年の「大日本帝國憲法」にありと。

○八一六頁

而しながら凡ての進歩的勢力が其の力を得ると同時に保守的勢力たる社會進化の原理によりて、彼等は貴族階級の顛覆と共に身親ら玉侯將相に取て代りぬ。

○八一七頁

斯くの如くにして維新革命の繼承者は所謂在野党となれり。

○八一七頁—八一八頁

維新革命の本義を明らかに解せよ。藩閥者が維新革命の破壊的方面に於て元勳たることを正當に認識すると共に、維新革命の建設的本色に於て明らかに元兇たることを亦嚴肅に解せよ。而して實に吾人の日本史を嚴肅なる歴史哲學に於て解せよ。

社会民主主義は維新革命の歴史的連続を承けて理想の究き
実現に努力しつゝある者なり。

○八一八頁

吾人は前より用ゐる「乱臣賊子」と云ふ文字を取消
さるべからず。

○八一九頁—八二〇頁

科学的倫理学上より言へば成功せる民主主義者が今日貴族
階級より蒙れる乱臣賊子の名を拭はれたる如く、貴族階級が
天皇に打ち勝ちて成功しつゝありし時代に於ては當時の社
会より決して乱臣賊子の名を負はされざりしなり。理論に
於て然るのみならず事實は明らかに之を証す。凡ての善悪
は進化的善悪なり。社会の進化は階級斗争をなして漸時に

上層に進む。故に凡ての善悪の決定は社会的勢力なり。

○八二七頁—八二八頁

経済的独立は凡ての独立なり。古代の主君が其の経済的独
立によりて政治的・道徳的自由を実現したる如く、中世の貴族
が其経済的独立によりて政治的・道徳的自由を実現したる如
く、経済史の進化は同時に政治史・倫理史の進化となりて武士
平民の下層階級も更に貴族より開放せしめ、経済的独立によ
る政治的・道徳的自由の実現を国家の全分子に拡張せしめて
茲に維新革命となり民権党の運動となり更に社会民主主義
の大要求となれり。否、社会民主主義と云ふは彼の個人主義
時代の革命の如く国家も個人の利益の爲めに離合せしめん
とするものにあらざして、個人の独立は「国家の最高の所有

概しと云ふ経済的従属関係の下に条件附なり。而して社会国家と云ふ自覚は維新前後の社会單位の生存競争に非ずして社会主義の理想を道徳法律の上に表白したり。国民（廣義の）凡てが政權者たるべきことを理想とし、国民の如何なる者と雖も国家の部分にして、国家の目的の爲め以外に犧牲を要するべからずとの信念は普及したり。即ち民主主義なり。——故に吾人は決して或る社会民主主義者の如く現今の国体と政体とを顛覆して社会民主主義の實現さるゝものと解せず、維新革命其の事より嚴然たる社会民主主義たりしを見て無限の歡喜を有するものなり。（實例を挙げれば彼の勝海舟が自己を天皇若しくは將軍と云ふが如き忠順の義務の外に置きて国家單位の行動を曲がざりし如きニれなりとす）

只今日の社会民主主義はこの小社会の聯合によりて小社会の理想的独立と共に大社会の進化を圖り、民主主義の法律的理想を経済的内容の革命によりて現實のものたらしめんとするに在り。

○ハニ八頁—ハ三〇頁

實に、法律的理想及び道徳的信念に於ては日本現時の道徳法律口堂々として社会民主主義なり。吾人をして更に以上の見解より憲法学の解釈に返へらしめよ。

即ち憲法第一条の「大日本帝國は万世一系の天皇之を統治す」とある「万世一系」の文字は皇室典範の皇位継承に譲りて棄却して考へて可なりと云ふことなり。何となれば、假令万世一系とは直係ならずして庶族の傍系より傍系の間を

上下縦横せる歴史上の事実なりとも、又万世一系の天皇悉く
全日本^(國)の上に統治者として継続せざりし歴史上の事実なり
とも、現天皇以後の天皇が國家の最も重大なる機関に就くべ
き権利は現憲法によりて大日本帝國の明らかに維持する所
なるを以てなり。且つ「一系」とは直系に非らず止むを得
ざる場合に於ては其れぐの順序によりて遠き傍系に繼承
秘を擴張するを得る皇室典範の規定あるを以てなり。而し
て又「天皇」と云ふとも時代の進化によりて其の内容を進
化せしめ、万世の長き間に於て未だ嘗て現天皇の如き意義の
天皇なく、従つて憲法の所謂「万世一系の天皇」とは現天皇
を以て始めとし、現天皇より以後の直系或は傍系を以て皇位
を万世に伝ふべしと云ふ將來の規定に屬す。憲法の文字は

歴史学の眞理を決定するの故なり。従て「万世一系」の文
字の歴史以来の天皇が傍系を交へざる直系にして、万世の天
皇皆現天皇の如き國家の秘殿を表白せる者なりとの意義に
解せば、重大なる誤謬なり。故に「万世一系」の文字に対して
は多くの憲法学者が「神聖」の文字に対して棄却を主張し
つゝあるが如く棄却すべきか、或は吾人の如く憲法の精神に
よりて法文の文字に歴史的意義を附せず万世に皇位を伝ふ
べしとの將來の規定と解するか、の二なり。而して後者とせ
ば一系とは皇室典範によりて擴張されたる意義を有す。

○八三一頁—八三二頁

維新革命以後の日本は日本民族が社会的存在なることを發
見したる國家主義たる矣に於て國家主權の國体なり。全國

民が國家の部分にして凡ての部分に其の代表者を出し特権ある一部分（即ち天皇）と共に最高機關を組織すと云ふ國民主義たる處に於て民主主義なり。而して維新革命より二十三年に至るまでに於て國家は國家主權の國體にして、政体は最高機關を一人の特権者にて組織したる君主政体なりき。

○八三三頁—八三四頁

二十三年の帝國憲法は國家がその完全なる主權の発動によりて國家の目的と利益との爲めに國家の最高機關を改めたる者なりとす。而して國家機關の変更は國家の意志を成す所の一人の最高機關によりて表白せられたり。即ち二十三年の帝國憲法は國家が其の主權を一人の最高機關の口より發表したるもの

○八三四頁

國家は主權體たる本質よりして國家機關の改廃作成に於て絶対の自由を有すと雖も、單に主權の表白に於て唯一最高機關たりし天皇は二十三年の至過と共に過ぎ去れるものにして、今後國家主權の名に於て國家機關を改廃作成する國家機關は天皇と帝國議會とを以て組織されたる最高機關の外なし。

○八三六頁

大日本帝國憲法は固より欽定憲法なり、而しながら欽定とは斯る意味のものにあらずして國家の主權が唯一最高機關を通じて最高機關を変更して特権の一人と平等の多數とを以て組織すべきことを表白したることなりとす。

○八三七頁

最後に天皇と国民との道徳関係を述べ

○八三九頁—八四〇頁

天皇は国家の利益の爲めに国家の維持する制度たるが故に天皇なり。如何なる外国人と虽も末家と虽も一家と虽も全く血縁的關係なき多数国民と虽もこの重大なる国家機関の存在を無視することは大日本帝国の許容せざる犯罪なり。

○八四二頁

天皇は国家の主权によりて是認せられざるを否認することは国家の主权に對する背反なり。

○八四八頁

「爾臣民克く忠に」とある忠の文字の内容は上古及び中世の其れの内容とは全たく異なりて、国家の利益の爲めに天皇

の政治的特権を尊敬せよと云ふことなり。

○八四九頁—八五二頁

以上の歸結。

日本民族の進化を見る歴史哲学は皇室一家の傳記とは自ら別種の性質にして皇室は日本歴史の脊髄骨に非らず、一元の人類より繁殖せる凡ての民族は凡ての其れに通ずる社会進化論の歴史哲学を有すと云ふこと。

今日の日本を家長国となすことは異教徒と異人種を国民の義務より放任し、親族法の平等關係を以て民の父母を赤子と平等なりと云ふ自殺論議に終ると云ふこと。

日本国民は克く思に万世一系の皇統を奉戴せりと云ふことは羅馬法王の天動説にして、日本国民は古代中世の階級

国家を通じて系統主義と忠孝主義とを以て皇室を打撃迫害したりと云ふこと。

万世一系は日本国民が貴族階級の下に忠孝なりしが爲に皇室を打撃迫害すること甚しく爲めに皇室は全く絶望に陥へうかたるよりの結果にして乱臣賊子の歴史的プロミットなりと云ふこと。

日本歴史は原始時代の一千年間と傳説さるゝ部分、若しくは記録的歴史が要求さるゝ、ほどに歴史的な生活に入りし古事記日本紀出現以前の一千四五百年間を除きたるものなりと云ふこと。而して古代は一人の家長君主が法理上全日本の統治者なりしを以て君主国時代となし、中世は多くの家長君主が其れに統治者たりしを以て貴族国時代となす

べしと云ふこと。而してこの長き間は国家の生存進化の目的が意識せられしを以て家長国と云ふ別個の国体なりと云ふこと。

現代は国家主権の公民国家と云ふ国体にして国家の凡ての部分に全部たる国家の生存進化の目的の下に行動する機関たるを以て民主的政体なりと云ふこと。従て今の君主々権論者も国家主権論者も共に價値なき臆説の暗闘にして、法律のみの上に於ては維新以後の日本は社会民主主義なりと云ふこと。

故に「天皇の文字の内容は歴史的に進化し、原始的時代のものに後世より謚名せる天皇は少地方と少人民の上に原始的宗教の信仰によりて立てる家長として他の少家族団体の

其手と抗争しつゝありしと云ふこと。藤原氏時代に至るまでは天皇の内容は全日本の土地人民を所有せる最上の強者なりと云ふこと。鎌倉以後の貴族国時代に於ては他は家長君主と同様に其の範圍内に於て家長君主たる外に神道の羅馬法王として絶へず鎌倉の神聖皇帝と抗争しつゝありしと云ふこと。維新革命以後に至つては國家の終局目的の下に行動する民主的國民として國家主權を表白する最高機關となり、更に二十三年以後は更に進化して帝國議會と共に最高機關を組織すべき要素と云ふ意義となれりと云ふこと。即ち所謂國體論中の天皇とは土人部落の土偶にして却て現天皇を敵としつゝあるものなりと云ふこと。

